

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

奈良厚生年金 事案 1472

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和43年4月から46年1月までA社に勤務したが、この度、年金事務所からの連絡により、同社に勤務していた期間のうち44年7月の記録が抜けていることが分かった。

転勤はあったが、その際も継続して勤務していたことは間違いないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年8月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業部における資格取得日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和36年4月から平成9年5月まで、A社に継続して勤務した。昭和48年8月1日付けで同社D営業所（E営業所管轄）から同社F営業所（C営業部管轄）に転勤となったが、その際も継続して勤務していたので、厚生年金保険の記録に1か月の空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録、健康保険資格証明書、雇用保険の記録及び申立人が所持する申立期間に係る辞令から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に同社E営業所から同社C営業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業部における昭和48年9月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年3月までの期間、49年2月から同年6月までの期間、同年12月から50年2月までの期間及び平成7年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年12月から48年3月まで
② 昭和49年2月から同年6月まで
③ 昭和49年12月から50年2月まで
④ 平成7年8月から同年11月まで

申立期間①、②及び③について、私が昭和45年に20歳に到達したのを契機に、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間④について、私が国民年金保険料を納付していた記憶がある。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④について未納とされており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年に申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に対して基礎年金番号が付番された平成9年1月1日の時点まで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡がうかがえないことを踏まえると、申立期間①、②、③及び④当時は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、前述の基礎年金番号が付番された時点において、申立期間①、②及び③は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、平成14年5月27日に、7年8月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得し、同時に、同年12月1日に遡って同資格を喪失する追加処理が行われていることが確認できるところ、当該追

加処理が行われた時点において申立期間④は、制度上、時効により保険料を納付することができない。

加えて、国民年金の加入手続きを行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母及び申立期間④の保険料納付を自身で行っていたとする申立人は、保険料納付等に関する記憶が明確ではないことから、申立期間当時の保険料納付の状況等が不明である。

このほか、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。